

平成28年 9月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

14番	佐 藤 高 清	16番	大 原 功
-----	---------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齡 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行	秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人
危 機 管 理 課 長	羽 飼 和 彦	税 務 課 長	山 下 正 巳
収 納 課 長	鈴 木 浩 二	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長	伊 藤 仁 史

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	村瀬 修
児童課長	大木 弘己	商工観光課長	大河内 博
土木課長	山田 宏淑	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	土方 康寛
--------	-------	----	-------

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第49号 新市基本計画の変更について
- 日程第3 議案第50号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第51号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第52号 弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第53号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第54号 健康都市宣言について
- 日程第8 議案第55号 津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第9 議案第56号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第57号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第58号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第59号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 認定第1号 平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 平成27年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第6号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第7号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、佐藤高清議員と大原功議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第49号 新市基本計画の変更について

日程第3 議案第50号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

日程第4 議案第51号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第52号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第53号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について

日程第7 議案第54号 健康都市宣言について

日程第8 議案第55号 津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について

日程第9 議案第56号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第57号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第58号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第59号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 認定第1号 平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第2号 平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第3号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第5号 平成27年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第6号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第7号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第49号から日程第19、認定第7号まで、以上18件を一括議題とします。

本案18件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） おはようございます。

10番 平野広行です。

私は、認定第1号平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

弥富市の歳入歳出決算書においては、毎年度監査委員から決算審査結果について総括的な意見が述べられているわけですが、今年度におきましても国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の社会保障費が増加し続けており、これらの保健事業の予算に一般会計から多額の繰り入れをしなければならないと述べられております。

私も議員になって決算書を見るのは今回で5回目となりますが、平成23年度、24年度においては所見の中でこれらの記載はありませんでしたが、25年度からはこれらの所見が毎年度述べられるようになってきました。

そこで、25年度からの一般会計からこれら保健事業関連の特別会計への繰り出し金を見てみますと、平成25年度が6億5,486万6,000円で対前年度比11.9%増、26年度が6億9,992万2,000円で6.9%の増、そして27年度が8億3,854万3,000円で19%の増となっており、年々増加をしております。

27年度は、対前年度比19.8%増と近年になく大幅な伸びとなっているが、この原因は何か。また、今後の取り組みについて伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） おはようございます。

平成27年度の決算において、一般会計からの繰り出し金の御質問をいただきましたので、御答弁をさせていただきます。

主要事業の成果報告書の48ページが国民健康保険特別会計の繰り出し事務の内訳書、そして67ページが介護保険特別会計事務の関係、それから68ページが後期高齢者の医療特別会計の繰り出しの詳細が載っておりますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

一般会計からの繰り出し金で国民健康保険特別会計3億6,508万3,647円、後期高齢者医療特別会計8,238万1,055円、介護保険特別会計3億9,107万8,000円の合計8億3,854万2,702円で、前年度と比較し、議員おっしゃられたとおり1億3,862万945円、19.8%の増の繰り出しをしております。

前年度と比較いたしまして増加した主な要因でございますけれども、国民健康保険特別会計は国保財政の安定運営のため、その他繰り出し金として1億6,000万円を繰り出しており、前

年度と比較して6,000万円の増加となっております。

また、保険料軽減制度により保険税収入減に対して財政支援を行う財政基盤安定繰出金1億6,216万1,647円で、前年度と比較しますと4,193万8,081円の増加です。これは、軽減対象者、7割軽減、5割軽減、2割軽減の3つがございますが、この支援額の算定率が拡充され、増額をしたものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計は、保険料軽減制度により保険税収入減に対して財政支援を行う財政基盤安定繰出金7,383万3,055円で、前年度と比較し589万1,854円の増加となっております。これは、軽減対象者の増加により増額をしたものでございます。

次に、介護保険特別会計につきましては、介護給付費の市の負担分12.5%に相当する額でございまして、給付費繰出金3億2,141万5,000円となりまして、前年度と比較し2,150万2,000円の増加となっております。これは、介護給付費が年々増加しておりまして、定率負担のため増加したものでございます。

今後も医療費や介護給付費は年々増加しておりまして、法定による一般会計からの繰出金や国民健康保険財政の運営のための繰出金は、各特別会計の安定した運営に必要な不可欠でございまして、一般会計の安定的な財源確保に努める必要があると思っております。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、御答弁いただいたわけですが、私は、後ほど収納率について伺いますけど、国民健康保険税等の収入未済額といったものが3億円ちょっとありまして、多額であります。また、収納率におきましては、滞納繰越分が23%ほどということで低くなっておりますので、こういった収納率のアップ、そういったことの対策をとることが大事ではないかなあと思っております。

じゃあ、次に移ります。

次は、平成27年度決算における市税についてですが、一般会計歳入総額148億7,449万3,000円のうち、市税の収入は79億3,032万8,000円となっております。

内訳といたしましては、市税は個人及び法人に課税される住民税、そして土地、家屋、償却資産に課税される固定資産税、そして自動車や原動機付自転車などの所有者が課税される軽自動車税、そして市のたばこ税、そして本市には温泉施設が1カ所しかありませんが、入湯税、こういった5種類の市税があります。その中で入湯税、あるいはたばこ税につきましては、収入の未済額はありません。

以上5種類を市税として納められるべき市税が82億734万4,000円で、そのうち収入済み額が79億3,032万7,000円、不納欠損額が1,602万1,000円、収入未済額が2億6,099万5,000円あります。

そこで、過去5年間の市税の収入未済額の推移状況について説明をお願いします。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 過去5年間における収入未済額の御質問でございますので、お答えさせていただきます。

平成23年度5億775万5,689円、24年度3億8,871万2,479円、25年度3億2,480万2,699円、26年度2億8,890万2,665円、27年度は先ほど平野議員のほうからありましたとおり2億6,099万5,381円です。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、課長のほうから答弁いただいたわけですが、23年度5億775万6,000円であったものが27年度は2億6,099万5,000円ということで、約2億4,000万ほど減少をしております。これは収納対策が進んだ結果かなあと考えております。

それでは、27年度の収入未済額のうち、現年分と滞納繰越分はそれぞれ幾らでしょうか。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） お答えします。

現年分が6,436万2,262円、滞納分が1億9,663万3,119円、合計が2億6,099万5,381円です。以上です。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今の収入未済額2億6,099万5,000円のうち、滞納の繰越分が1億9,663万3000円ということで、約75%を占めているわけですね。ですから、この滞納繰越分の収納が問題となってくるということがわかります。

そこで、次にこの滞納繰越金について伺います。

滞納額縮減に向けて、本市では納期限後20日以内に督促状が発せられ、そして納付に至らない場合は催告状を送付することと思っておりますが、これらの文書催告の件数及び郵送料について、過去3年間の推移について伺います。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） お答えさせていただきます。

催告状につきましては他の税目と合わせて随時発送しており、正確な件数の把握ができていない状態となっておりますので、督促状の送付件数のみお答えさせていただきます。また、郵送料につきましても個別では把握しておりませんので、全郵送料でお答えさせていただきます。

まず、督促状送付件数は、市・県民税普通徴収分25年度5,242件、26年度4,166件、27年度3,782件、続きまして固定資産税ですが、25年度4,149件、26年度4,098件、27年度4,021件、軽自動車税25年度1,423件、26年度1,395件、27年度1,506件でございます。

続きまして郵送料は、25年度209万8,820円、26年度205万7,943円、27年度189万2,889円で

ございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 郵送料としては、25年度が209万8,820円、27年度が189万2,889円ということになっておりまして、20万円ほど安くなってきております。

これは送付件数を今おっしゃられましたが、足していきますと大体25年が1万800件ぐらいで、27年が9,300件ぐらいということになりまして、約1,500件ぐらい送付件数が減ったという結果だと思っております。

それでは、次に収納率について伺います。

ここ数年来、現年課税の収納率については平成24年度から軽自動車税、そして国民健康保険税のコンビニの納付が始まっております。そして26年度からは個人市民税、法人市民税、固定資産税についてもコンビニ納付が始まり、現年課税分の収納率についてはいずれも微増をしております。

そこで、市税及び国民健康保険税に関し、市税については項目別に25年度から27年度の収納率について現年課税分と、それから滞納繰越分についての推移を説明お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 答えさせていただきます。

個人市民税25年度現年度98.5%、滞納分24.3%、26年度98.8%、滞納分は28.7%、27年度98.7%、25.6%、法人市民税25年度99.8%、滞納分が4.5%、26年度99.8%、4.4%、27年度99.8%、4.0%、固定資産税25年度99.2%、24.1%、26年度99.3%、23.0%、27年度99.3%、27.9%、軽自動車税25年度98.1%と27.6%、26年度98.1%、21.6%、27年度98.2%、22.7%。続きまして国民健康保険税25年度93.4%、21.1%、26年度93.7%、23.7%、27年度93.3%、23.1%。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 市税全体における収納率は27年度は96.6%ということで、前年度と比べると0.3ポイント上回り、収入未済額は2億6,099万5,000円と前年度に比較して2,790万8,000円減少しております。

収納対策が安定的に実行されているものとして評価できると、監査委員からの意見が述べられているわけですが、それでは、本市が愛知県内38市の中において何位ぐらいであると、ちょっとランクを現年課税、滞納繰越分、それぞれについてお答えください。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 市税収納率のランクでございますが、これはあくまでも本市が独自で作成しているものでございますので、よろしく願いいたします。

27年度現年度分が99.19%で上から16番目です。滞納分が26.28%で21番目、全体としまし

て96.62%で16番目ということであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 38市の中で現年分が16位、そして滞納分が21位ということで、中ぐらいいかなあというふうな感じですが、26年度の資料になりますけど、私がちょっと調べたところによりますと、愛知県で一番いいのが名古屋市、現年・滞納を含めて99.1%です。2番目が碧南市98.3%、3番目が刈谷市98.2%、そして本市が、26年度ですが、96.3%ということで、26年度だと大体14位ぐらいにありました。

現年、何で名古屋がいいのかといいますと、やっぱり現年分に関しては名古屋と弥富もそんなに変わりはありません。名古屋は99.6、弥富が99.2ということです。ただ、違うのは滞納繰越の収納が名古屋市は42.6%、そしてまた碧南、刈谷についても39.9、35.9と高い数字です。本市におきましてはこれが25.5と、26年度ですが、ということになっております。いかにこの滞納分の収納率が低いかということ。これを上げることによって、収納率は、愛知県内でも上位のほうに行くというふうになるかと思っています。

本市でも、収納率の向上に向けてコンビニの納付とか西尾張地方地方税滞納整理機構への加入とかさまざまな取り組みをして、収納率も向上をしてきましたが、そこでもう1つ提案させていただくわけですが、クレジットカードによる収納といったものの検討もどうかなあと思いますが、考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 答えさせていただきます。

クレジット納付につきまして一般的な利用方法としましては、口座引き落としと同様に事前に納税者からの申し込みを受けて納期日に決済を行う。市役所へはカード会社の加盟店への支払い日に納税者にかわって立てかえ払いをされ、納税者からはカード会社が徴収するものでございます。

メリットとしましては、利用可能なクレジットがあれば、口座引き落としと異なり不履行になることがなく、滞納にならないということです。納税者につきましては、クレジットカードを利用することにより、ポイントやマイレージを獲得できる等でございます。

反対にデメリットとしましては、手数料が発生します。クレジットカードを利用することにより、情報漏えいの可能性などがあるということでございます。

現在、本市ではすぐには実施することは考えておりませんが、県下の市の状況は、38市のうち7市が既に実施しており、また多くの市が検討中ということでございます。いずれ本市におきましても検討実施していかなければならないと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは、次に平成27年度一般会計決算におきます不用額及び不用

率について伺います。

決算審査では、当初予算や補正予算のみならず、前年度繰越額や予備費等を含めてその年度に執行される予算、いわゆる予算現額の全体について、どのように使われたかを議論する場ではありますが、細部にわたる詳細な項目について調査し、議論するのは本意でありますけれども、現実問題としてはなかなかそこまでいきません。

そこで、全体的な数字の中での質疑になりますが、不用額、不用率について伺います。

まず、決算において不用額とは、また不用率とはいかなるものか伺います。

○議長（武田正樹君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

不用額、不用率の定義についてということでございます。

不用額につきましては、予算現額から支出済み額と翌年度繰越額を差し引いた残額でございまして、将来にわたって支出を要しない額をいうものでございます。

また、不用率につきましては、予算現額に対する不用額の比率のことでございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 事業をするに当たって綿密に計算して予算組みをしたけれど、事業の効率化あるいは経費等の節約によって不用になった額ということですが、不用額が多ければそれでいいというのではなくて、それは予算の積算に問題があるというようなことにもかわってきます。

それでは、27年度決算における不用率について伺いますが、不用率は過去の決算と比較し、また近隣市と比較してどうなのか、また27年度の数値をどのように考えてみえるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） 27年度の決算におきます不用率の見解ということでございます。

平成27年度の決算におきます不用率につきましては3.2%でございます。

支出済み額が大きい費目、総務費、民生費、教育費などの不用率につきましては、ほぼ2から4%の範囲におさまっております。

また、不用率が高くなっておりますものは、執行額が少額なもの、労働費、災害復旧費及び諸支出金となっております。労働費につきましては、執行残が少額なため3月補正での減額を行わないためでございます。災害復旧費及び諸支出金につきましては、本来執行見込みがなく、執行が見込まれるときに補正をして執行することとしており、かつまた予算額が少額なため3月補正での減額を行わないためでございます。

また、予備費につきましては、充用により予算現額が減少することとなりますので、支出

済み額は計上されないため、不用率としましては100%となっております。平成27年度につきましては充用したものはございません。

一方、近隣他市との比較につきましては、まだ平成27年度の数値につきましては出そろっておりませんので、平成26年度の数値で比較をいたしますと、本市が4.9%に対しまして、高いところで岩倉市が7.0%、稲沢市で6.5%、低いところで一宮市が2.2%、あま市で3.1%ということでした。

本市は、調査をいたしました尾張9市の平均が4.5%でございました、これより少し高目ではございましたが、平成27年度は3.2%でございますように、特に不用率が高いものではございません。

今後におきましては、平成27年度に特に不用額が大きかった費目におきまして、29年度当初予算を編成していく中で精査してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） じゃあ次に、固定資産税について伺います。

本市の基幹税であります固定資産税は、本市が合併した平成18年度以来順調に増加を続けておりまして、市税の約58%を占めておりますが、純固定資産税におきましては27年度は減収となっております。

この要因についてどのように考えてみえるのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山下税務課長。

○税務課長（山下正巳君） それでは、お答えさせていただきます。

27年度の減収の要因につきましては、平成27年度が3年に1度の評価がえの年に当たりまして、評価がえに伴います家屋の評価の見直しによる減額と、27年度償却資産につきまして大きな申告がございましたので、それに伴います償却資産の減価償却分による減額が原因と考えております。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 固定資産税の課税対象は、土地、家屋、そして有形償却資産ですが、土地、家屋に対する課税は住民税同様、賦課の課税であります。

これに対して償却資産は申告課税でありまして、申告漏れということも考えられるわけですが、まず、固定資産税の中において償却資産税はどれくらいを占めているのか伺います。

○議長（武田正樹君） 山下税務課長。

○税務課長（山下正巳君） 固定資産税につきましては土地、家屋、償却資産の合計で賦課をしておりますので、それぞれの決算額については把握できておりません。

ですので、最終調定時におけます課税標準額での割合でお答えをさせていただきたいと思っております。

純固定資産税に占める償却資産の割合は約21%となっております。以上です。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 正確には把握できないということですが、地方財政白書によりますと、固定資産税の割合というものは土地、家屋、それから償却で、大体4対4対2ということになっております。

今、課長からお答えいただきましたように、本市でも21%ということで、ほぼ同じ割合だなと思っております。27年度の固定資産税で計算しますと、約9億円ということになります。仮に10%の申告漏れがあるとしたしますと9,000万円、5%であれば4,500万円の減収ということになりますので、しっかりと調査をする必要があると思います。

そこで伺いますが、償却資産の申告される割合、申告しなければならない人が100人見えたとする、そのうちきちんと申告をされている方は大体どれぐらいだと認識をしてみえるのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山下税務課長。

○税務課長（山下正巳君） お答えいたします。

償却資産につきましては、基準日、毎年1月1日でございますが、基準日に事業用に供される償却資産を有している方が申告していただきまして、その申告をもとに市町村が賦課をしております。

しかしながら、償却資産につきましては、土地・家屋のように登記制度がないことや、全ての事業者が償却資産があるかないかという確認をとることが難しいものですから、課税対象者を把握することが非常に困難であります。したがって、どれぐらいの割合であるかということにつきましては把握することができておりません。

昨年の償却資産の申告件数につきましては1,788件ございました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは、今後この申告漏れに対する対策というのはどのように考えてみえるのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山下税務課長。

○税務課長（山下正巳君） 今後の対策につきましては、先ほども申し上げましたが、課税対象者を全て把握することは非常に困難であります。新規事業や新規店舗等の家屋評価等にお邪魔した際に償却資産についての説明をするなど、償却資産の申告制度をさらなる周知を行いまして、また国税等の関係機関との連携を図り、適正・公正な課税に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 27年度の決算におきましては収納率も向上しておりますし、収入未

済額も減少してきております。

問題は、収納率の低い滞納繰越金の回収をいかにして向上させていくかであります。市税も今までのように順調に伸びなくなって来ております。

今後は、収入未済額を減らす対策、滞納繰越金の収納率アップ対策をしっかりと行っていただくことを要望し、質疑を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

今回の議案質疑での通告は、議案第50号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございます。

まず初めに、職員の任期を定めた採用ということで、この条例案でいうと第2条、第3条、第4条。

第2条の場合は、任命権者は高度の専門的な知識・経験、またはすぐれた識見を有する者、その者が有する当該高度の専門的な知識・経験、またはすぐれた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定め採用することができるということでございます。

第3条、第4条も書いてあるとおりでございますけれども、このような第2条、第3条、第4条に該当する者はどのような方を想定しているのでしょうか。具体例があれば具体例等を挙げて説明いただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 第2条、第3条、第4条に該当する者はどのような方を想定しているか、具体的な例を挙げて説明をという御質問でございますが、地方行政の高度化、専門性がますます進む中、地方公共団体内では得られにくい専門的な知識・経験、またはすぐれた見識を有する方々が将来必要になった場合を想定しまして、条例化させていただこうとするものでございます。

特段、どのような業種を採用するという予定はありませんが、想定されますのは、第2条では弁護士、公認会計士などの方が想定されます。

第3条では、第2条でいう専門的知識・経験等を有する者以外で、イベント、プロジェクト事業等、期間限定のものが想定されます。

第4条では、前条での事業や繁忙期における業務体制を充実させるための短時間勤務の採用が想定されます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私、6月議会で保育士の拡充ということで質問させていただいたんですが、その際に育休対応の職員を募集していくということで伺っておりましたが、その対応

ではないということをございましょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 今回のこの条例につきましては、育休対応のもので  
はございません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） それでは、逆に育休対応のものはどのようにしてやられていくおつも  
りでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） やはり育休の方の代がえ職員につきましては、法律  
に基づいて育休の代がえ職員を募集ができるというふうになっておりますので、そちらのほ  
うで対応させていただくように考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ぜひ育休の方の対応に対しては、過重な保育士さんたちの労働条件が  
ございますので、軽減できるように、積極的な採用をお願いしたいと思っております。

また、今回のこの議案に関してはそういった育休対応ではないということで、イベント、  
プロジェクトということでございます。

このイベント、プロジェクトは、当面、何か直近でこういうプロジェクトがあるからこれ  
を制定したいということがあるならば、教えていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 先ほども申しましたように、今後起こり得るであろ  
うという想定で今回条例を上げさせていただきましたものでございますので、今の時点で想  
定されておる事業はございません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、今後将来にわたって弥富市がいろんなイベントやプロ  
ジェクトを抱えるときに、この条例を使って短期的に職員を採用していきたいということ  
でございます。

そうしますと、この契約期間が、第2条の案でありますと5年、第3条、第4条に関しま  
しては3年を任期とされておりますけれども、例えば長期的にわたるプロジェクトがあった  
場合、この契約期間はどのようになっていくのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） あくまでも期間限定でございますので、当初に3年  
以下もしくは5年以下の期間で採用された方につきましては、3年もしくは5年を超えない  
範囲で更新はできますが、それ以上の更新は考えておりません。

ただし、改めて公募等により競争試験、または選考による能力の実証を経れば、結果として再度同様の職に任用するということはございますので、よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、プロジェクトが、例えば最初は5年で想定しておったものが、延長をして、仮にさらに年がかかるとなった場合は新たに公募をかけて、新たにそのときの契約職員が、受けるか受けないかはその方々の選択だということでございます。

今後、弥富市のほうでもさまざまなプロジェクト、私としてはやっぱり喫緊の課題としては防災だと思っておりますので、例えば防災プロジェクトチームをつくったりとかそういう形で、今の職員の負担の軽減とあわせて、ぜひ、よりよい弥富市をつくっていただければと思っておりますので、そのことを期待いたしまして私の質問は終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に、三宮議員から資料配付の依頼がありましたので、これを認め、お手元へ配付してありますので、よろしく願いいたします。

次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、2点にわたってお尋ねをいたします。

まず最初に、一般会計補正予算でございますが、予算書を見ますと、これは当初の市の予算見込みに比べて地方交付税と、主には市債、臨時財政対策債でございますが、2億円近くの不足額が生じたものを基金繰入金によって補充するというものになっておりますが、この変更の大きな要因は、1つは弥富市の市税、固定資産税が当初予算よりも3億円を超えて、たしか5月の監査委員が行いました監査報告書の中でも調定増が発生をしていることと、もう1つは、財政当局から見せていただいたら、28年度の地方交付税算定台帳で地方消費税交付金、これがやはり2億円を超えて増額になっておるということでございますので、もともとこの間、弥富市の税収だとか財政への組み入れは、可能な限り当初予算、そしてそういう実際の収入が発生するときに予算に計上して、市の行財政の実態を可能な限り市の職員や市民の皆さん、議会に共有をできるようにということもあましてそういうことが行われてきておりましたが、割方早い段階でそうしたことが明らかになっている中で、なぜ繰入金を充当するというような補正予算の編成をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（武田正樹君） 山下税務課長。

○税務課長（山下正巳君） お答えいたします。

歳入補正につきましては、最終に近い調定額に収納率を見込みまして、最終補正といたしまして例年3月定例議会に提出をさせていただいております。

市税増額分の補正を優先すべきではないかというお話でございましたが、現在、状況といたしましては調定額に一部の増額が見られますが、歳入が確定しておるわけではございません。市税の多くは、まだ納期限が半年以上ある分もありますので、景気動向や社会情勢の変

化によりまた大きく左右され、不確定的な要素が含まれている税目もございます。税目におきましては、歳入調定額を変更するような状況が起こる可能性も全くないわけではございませんので、したがって、補正予算の計上といたしましては例年どおり3月定例議会をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 税目も固定資産税でございまして、まさか払えないような企業、これは企業立地に伴うものでありますので、当初見込みよりも大幅に増加したということでございますので、そういう状況から考えても、今の説明というのはちょっと納得がいかないんですが、そういうふうに市の税収が何億も企業の景気動向なんかによって変動するような、例えば法人市民税について言うとなんかそういうことはあり得るわけですが、弥富市の場合は基本的には固定資産税、それから個人市民税、こういうものが特に一般会計の税収の中心になっておりますので、やはり今のような説明では、市の財政状況を絶えず実際のありのままの姿をやっぱり市の職員や議会や市当局はもちろんでございますが、市民の皆さんと共有することから言っても、今までは大体そういう方向でやられてきておったんじゃないかと思うんですが、そこがやっぱりこんな形で変わるというのは、せっかく以前は相当繰入金はどんどん入れて、今おっしゃったように最終的に調整する仕方をとっておったんですが、それを見ると、実際に財政にかかわっておる人たちはわかるにしても、ほかの課長の人たちも、いやまあ、これだけ少ない繰入金をどんどん使っておったから大変だから、やっぱり予算が足りないから、いろんな請求はしてもできんんじゃないかというような錯覚を起こすから、ぜひ改善してほしいということで、相当その当時に比べるとうちの財政編成の方針というのは、やっぱり変わってきておる中で、このたびそういう大きいところで変わったということについて言うと、ちょっと私は何かあったのかなというふうに心配になってきましたが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

ただいまの御質問について、財政の観点からお答えをさせていただきます。

今回、御指摘のとおり普通交付税、臨時財政対策債、こういったものにつきましては確定をいたしましたので、計上をさせていただいたところでございます。

本市におきましては、幸い財政調整基金というものが約20億円ほど残高がございます。この基金につきましては、補正予算を組むときに財源が不足する場合などにこの基金からの繰り入れを行います。この9月議会でも御指摘のとおり1億8,700万円ほど繰り入れ、予算を計上させていただいたところでございます。

仮に今回、税収の増加見込み分を増額補正させていただいたところでも、結果といたしま

しては財政調整基金の繰り入れがその分減るといようなことになりまして、さらに補正の歳出予算を上回るような歳入予算がありました場合は、その分を基金への積立金ということで増額計上させていただくものでございます。

ただし、財政調整基金の残高がほとんどない自治体におきましては、そういった税収の増加分を見込めるのであれば、それを増額計上しないと歳出の補正予算が組めないことになってまいります。したがいまして、本市におきましては現在のところ一定の財政調整基金を持っておりますので、年度途中におきましてある程度税収は見込めるというような御意見でございますが、普通交付税、臨財債と違って確定したわけではございませんので、そういったものを今回増額計上しないと歳出の補正予算が組めない状況にはなっていないのが現状でございます。

また、今後もそうならないような財政運営に努めていかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それは、やってやれないことはないんですが、一番弥富市にとって基本的な収入は市税ですよ。

しかも、大きい比重を占めておりますし、それからもう1つは、これは時間的に間に合わなかった可能性もあると思うんですが、要するに国との調整で地方交付税の算定台帳が確定した時期との絡みで、ちょっと遅くなったかなと思うんですが、それにいたしましても、地方消費税がやっぱり2億円を超えて当初予算より増加するというような状態の中では、やっぱり、今、財政課長がおっしゃられたように確かに方法としてはやってやれんことはないんですが、現実にその年度に一番基幹的な収入として想定されるものについては、見込める状態になれば可能な限り見込んでいくという財政の組み方が本来あるべき姿ではないかというふうに思いますが、それは違っていますか。

○議長（武田正樹君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

税収につきましては、おっしゃられますように必ずというように条件でございますれば増額補正ということも考えられるわけでございますが、今回におきましては、たしかにそういった税収がふえて普通交付税、臨時財政対策債等が減額になっておることにつきましては御指摘のとおりでございますが、今回におきましては、財政調整基金のほうで調整をさせていただいたということでございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私は、そうやったことはわかるんですが、考え方として、基幹収入は可能な限り絶えず明らかにしていくというか、あなたたちはずうっとやっていますから、

そんなことは全部わかっていますが、やっぱりそこは今後も心にとめておいていただいて、絶えず市民に、あるいは議会に市の財政実態がわかるような予算編成することを要望して、次の質問に移ります。

今、お手元に配付させていただきました「弥富・愛西市滞納処分等の比較、27年度の決算書より」ということで私の手書きのものと、それから下の段につきましては「表10 市税不納欠損理由一覧表」というのは愛西市の、要するに弥富市で出している実績報告書のようなものの中で出された資料でございますが、27年度の決算の中で、要するに職権による滞納処分の停止が、国保税についてはこういう形では出されておりませんが、市税の全てにわたって出されておりますので、ちょっとかなりここは弥富市と違う対応をしているということと同時に、やっぱり今市民が置かれている状態というのは、この間も何回も申し上げましたが、市民の皆さんの暮らしというか、一般の庶民の皆さんの暮らしというのは、この30年間の間に税と社会保険料を除いた各世帯当たりの実際に使えるお金——可処分所得というふうに言っておりますが——はこの30年間で最低の状態と。

そして、預貯金のない世帯が大幅にふえてきている中で、特に個人市民税につきましては前年の所得に対して賦課されるわけでありますから、さまざまな事情によって賦課された税金が払えないというような状態が発生するとか、あるいはぎりぎりの暮らしの中で、病気やけがや失業や、そういうことによって税金を払うのは極めて困難な状況が発生したときに、この下の段にあります地方税法第15条の7の第1項第1号というところで滞納処分をすることができる財産がないとき、それから次の15条の7の第1項第2号で滞納処分をすることによってその生活を著しく圧迫させるおそれがあるとき、それからもう1つは地方税法第15条の7の第1項第3号でその所在地及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときの3つを挙げて、そしてこの15条の7でそういう決定をしたときには、地方税法第15条の7第1項の規定により、滞納処分停止をした場合において直ちに消滅させることができる。

弥富市はこういうことはしない立場をとっていますよね。

そういうことで、この2市を比べてみると非常に大きな違いが出ていますから、ちょっとごらんいただきたいんですが、例えば個人市民税の滞納調定額につきましては、先ほど平野議員も質問されましたように、27年度は1億9,635万9,000円に対して収納額は3,431万1,000円。それに対して不納欠損として処分された、要するに法律で定められた理由があって、これはもう損金として簿外に切り捨てますよというのが629万円ですが、これに対して、滞納処分の停止から対象となったものは235万6,000円。それで延滞金の徴収率は収納額の3,431万1,000円に対して1,316万5,000円で、38.37%というふうになっております。

同じところを愛西市で見させていただきますと、滞納の調定額は2億1,380万6,000円、収納済

み額は4,913万7,000円。不納欠損額は2,019万4,000円ですか。うち、滞納処分からの、要するに下の表の額全部がこの不納欠損の全てなんですよね。しかも愛西市の場合は、失業だとか病気だとか、あるいは収入の大幅な低下だとか廃業だとか、そういうことが発生して生活が困難な場合には、滞納処分の停止をかけると同時にその年度に消滅させると。

先日も、ある市民の方の要請もあって、今、課長とも直接お目にかかって話をしたことがあるんですが、ある時期に病気になって、結局2年近く働けないような状態があって、そして税金、まともに働いておった方ですから、かなりその間の市民税は大きなものがありますね。しかも、国保に変わったことから国保税も大きくなります。当然払えなくなって滞納が発生したと。

愛西市さんの場合だと、ここでこの人については正当な理由があるからということで、その年度に滞納処分の停止が行われると。そして、その税金、あるいはその延滞金も含めて消滅させるという処置を愛西市さんの場合はとっているんですね。

病気やけがや、あるいは大幅な収入の低下、廃業、こういうものによって、今、預貯金ゼロの世帯が大幅にふえているような状態の中では、かなり深刻な問題であります。やっぱりこういう地方税法で定められた市民の権利を守るということも、前々から税務行政の公正さということを言われておるんですが、1つは、払っていただく方にきちんと払っていただくということと同時に、市も減免規定なんかもつくってございまして、払えない人たちについては届け出をしてくれれば減免するという仕組みもあるんですが、なかなかそのところが十分理解できなくて、そういう申請もままならないというもとの、なおかつそういう実態をきちんと、これは市の職権でやる部分ですね、滞納処分の停止という制度というのが。そういうことがやっぱりきちんとされることもまた税務行政の公平であり、憲法25条の、健康で文化的な最低生活の保障ということで、税法でも、それから地方自治法でもそうですし、市の条例でも市町村長が必要と認めた者とはいうのはあるわけですね。

ここはやっぱり今の時期に、とりわけこの前の質問のときにも、国税のほうは、昨年から大幅にそういう今の現状に合わせた本当に払いやすい仕組みにしていく、あるいはその救済ができる仕組みにしていくということで制度も改められておるわけですが、こういう本来ある制度をきちんと活用するというで言うと、弥富市は、大変残念ですが、トップとの間でも、それから担当のところでもいろんな御苦勞をされていることはよくわかりますが、そういう基本的なところでの、この問題に対する一致が不十分ではないかというふうに私はやっぱり思います、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） お答えします。

税は、租税負担の公平を実現するためにも、その確実な徴収に努めなければならないが、

一方、滞納者の実情を把握し、その実情に即した処理を的確に実施し、その結果、滞納者について滞納処分をすることができる財産がない場合、または滞納処分を執行すれば滞納者の生活を著しく急迫させるおそれがある場合など、法に定める事由に該当するときには、滞納処分の停止を行うことに努めることとなっております。

このことから、本市では滞納者の現在の生活状況、収入状況等を把握するため納税相談を実施しております。滞納処分の停止等につきましても、本人に説明し、御理解の上実施してまいります。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 本当にあなたがたが御苦労しておることは、私もよくわかっております、少ない職員の中でね。

だけど、この制度は本人に説明して、理解してもらってやるということじゃないんですよ。市の側が市長の職権というふうに、市長というのは弥富市という意味だと思うんですが、市長が職権です対応でありまして、先ほども申し上げましたように、きょうび、そこそこの収入のある人が、たまたまそこは障がいのある子供を抱えていて奥さんもなかなか働けないというような、かなり大変な状態も抱えている方なんですが、御主人が病気で寝込んでしまって仕事をできなくなったら、それはもうごっそり、要するに前の所得にかかる税金ですから、本当に医療費や何かも含めて大変なときに国保に入ると、当然滞納が発生して大変な事態になっておるわけですよ。本来なら、愛西市のやり方をその時点で滞納処分の停止にして、その年度にその税金や滞納はなかったことにするという処置をするのが、この今の法律に基づく処置なんですよ。こういうふうにすれば、滞納の繰り越しというのはなくなっていくと思う。

もともと弥富市は、以前、かなり長い間私も議員をやらせていただいておりますが、西尾張整理機構ができる以前の弥富市のやり方は、延滞金はいくらまで14.何%でしたからすさまじい額なんです、本税さえ払ってもらえば、延滞金についてはまあまあということで市側も請求しない状態がずうっと続いておって、今、国保なんかを合わせると、国保でも5,000万近くの延滞金があるんですが、数百万で終わった年も結構何年かあるような状態で、ある意味じゃあいいことではないけれども、バランスがそれにとられてきておったんですが、今は、今言ったような事情で滞納が発生しても、本税よりも延滞金のほうがはるかに多くなっていますよね。それを分割納付をしてもらっておると。

しかも、その人の収入については市側もばっちり調べておって、臨時ボーナスがあったり、あるいはもう1つどこかの会社から振り込みがあったから、お金があるのにこの人は払う対応をしないから、これはもう何日までに全額払わないと機構に送りますよという通知を出されて、たまたま私のところに、こんなことを言われているけれども、どうしようという相談

がありまして、いや、これはきちんと言って、今までも約束したことに多少おくれてもずっと払ってきておったし、それからそのお金も、実はほぼ半分は消費者金融の会社の名前で送ってもらったお金で借入れをしたお金であって、しかも分割してずうっと払っておる間に結局消費者金融の借入れはふえているという状態の中で、一定の分割納付をずうっと続けておったということがわかりまして、やっぱりこういう問題なんかは、発生時にどういう状況だって、そこから延滞金がどんどんふえてきておるといようなものについては、今、愛西市がやっておるような、ちゃんと地方税法に基づく処置をされれば、そういうことで消費者金融から金を借りてしのいでいくといようなことはしなくても済むと思うんですが、やっぱりこのところの考え方ですよ。

愛西市の場合は、そういう生活困窮というのが目の前にあるときには、医療費も大変だとか、今失業してずっとしばらく働けないといような状態のときには滞納処分の停止をするという、今、課長のほうからもお話があったんですが、そういうふうに本人からきちんと言明されればしますというよりも、そういう制度もあるということ伝えるということと、もう1つは、ほかの収入やそういうのはないかどうかを確認するということは、今、要するに消費者金融から振り込まれてきたやつまで収入があるんじゃないかといつて見るぐらい徴収のほうでしっかり頑張っておるもので、収入を把握しておるわけですよ。

そうすると、やはりここはきちんと言、今おっしゃられたようなことが、どっちが原則かということ私を、ぜひこの際、市長、もう少しはっきりしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員のほうから、滞納処分に対する市の見解といつか、そういういようなものについての御質問でございますけれども、いわゆる税の公平性からいっても、まず滞納についてはさまざまな条件をお聞きするにしても、これはお願いをせざるを得ないというのは私は原則であろうと思っております。現年度分がもうなかったものとするといような形で、我々のほうからお願いしないといようなことについては、極めてまれな例といことはあろうかと思っておりますけれども、基本的にはお願いせざるを得ないと思っております。

また、これは逆の方向からすれば、不納欠損額が多くなれば、市はどうしているんだといような意見があつて当然なわけですよ。滞納に対してしっかりと仕事をしなさいといことを言われるのは、一方からの意見だろうと思っております。

そうした形の中において、地方税法とかいような形のものについては遵守はしていきますけれども、やはりそれぞれの方の事情を聞きながら、お願いできるものはお願いせざるを得ないといことが、私は税の原則だろうと思っておりますので、愛西市がどうのこうのといこ

とがあるかと思えますけれども、弥富市はしっかりとした、やはり一方での意見というものもよく聞きながら、市としての対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 滞納額の、先ほどの徴収率が私どもの市の率が低いということと、他の団体における徴収率がうちよりは高いといったことについては、先ほどの話から、いわゆる滞納処分執行停止をしたのを即不納欠損しておるということが、どうも推測されるんじゃないかと思っております。そういうことから、事実上の滞納繰越額が減ってしまっているから徴収率に差が出ていると思えます。

それで、愛西市の仕方を見ますと、この15条の7第1項の1号、2号、3号の全て、いわゆる直ちに消滅、不納欠損処分をしているとうかがえますね。

それで、実際これが正しいかどうかというのは非常に疑問に思うわけでありましてけれども、最終的には一定の年月がたちますと消滅しますよね。その間に、例えば滞納処分をすることができる財産がないときということで、復活すれば、これは執行停止をやってもまた滞納処分をするということになるかと思うんですが、それぞれの各滞納者の実情に応じて対応していく必要があるかと思えます。

私どもは、本当にもうこれで不納欠損したほうがいいだろうというものについてはさせていただいておりますし、まだ一応その経過して時間が来れば自動的に消滅するものが出るかと思えます。

過去にいろいろ滞納の御相談をいただいたときに、従来ずっと納められる状態の方がお見えでした。ところが、ずっと滞納されて見えて、現在非常に調子が悪いから何とかせいというお話がございましたけど、これはやっぱりおかしな話であって、そんな話でいけば誰でもずっと納めずにおいて、調子が悪くなったから勘弁してくれという話になりますので、それはやはり公平性がないということで、なるべく不納欠損にしなけりゃいかんものについてはしていきますけれども、全てを不納欠損にするということについては、やはりどうかなあと思えます。

それで、議員からいただいた資料の中にも、15条の7の第1項の規定により滞納処分停止をした場合において直ちに消滅させることができるということになっておりますから、「できる」規定でありますので、そういうふうに該当すると思われるものについてはしていきますけれども、全てやるということについては、やっぱりいかがかなあと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） だから、私が今申し上げたのは、例えば実際に御主人だけが働いておって、子供さんがかなり重い障がいを持っていて、そのために奥さんもしょっちゅう学校へ行かなきゃいかんような状態が続いて、なかなか大変だといって、とうとう御主人が病氣

で寝込んで、多分1年半ぐらいかな、もう傷病手当ももらえん時期もあって、生活保護だった時期が1年半ぐらいあって、その後働き出してやっておるんですが、結局その間の延滞金がついて、一定の割合でずうっと分割納付をしておるけれども、今の、やっぱり収入がほとんど差し押さえできるようなことができるかできんかのぎりぎりぐらいの、1,000円でも1万円でも差し押さえできるかどうかぎりぎりぐらいの収入が続いておるんですよ。その中で、今言ったようにかなりの割合の税金を払い続けるということについて言うと、やはりそういうことが生活を窮迫させるという、この地方税法の規定からいって、私は、少なくともそういう状態が続いて、医療費も負担が大変だったり病気で働けない、そして生活保護を受けなきゃいかんような期間が1年半も続いたような時点で、やはりこれは判断をすべきではないかと。

だからケースバイケースなんですけど、そのケースバイケースも極めて特異な例にだけということなんですけど、実際には、もともとの法律の制度は、それをすることによってその人の暮らしを脅かすような状態は避けなければならないと、そのためにやる制度だということですから、そこはちゃんと認めていただけるでしょうか、いかがですか。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 非常に大変なケースということにつきましては、滞納処分の停止ということはする必要があるかと思えます。ただ、即停止したからといって不納欠損にすることについては、しっかりと考慮していかなくちゃいかんと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） いやいや、だからそういうことで、結局その当時の滞納が、延滞金がどんどんふえていく関係もあってほとんど総額としては減らずにやって、しかも今言ったように臨時ボーナスがあって、ほぼ同額ぐらいのお金がサラ金から借りて振り込まれてくると、今度はこの人は横着で払っていないからといって機構に送りますと、何日までに払わなければというような対応というのは、本当に障がい児を抱えて御苦労している御家庭に対して、やはり今副市長が言ったような立場とは、かなり差があるような気がするんですが、やっぱり実際のケースの、もう1件も私が直接かかわったんですが、ずうっと倒産をして、あと娘婿さんがその保証人になって借金も払ったりしておったんですが、恐らく延滞金を含めると1,000万以上あったのを、ずうっとそういう請求がされておると本人も思っておったし、私も前からそうなおると思っておったんです。

先日、いよいよどうにもならなくなって納税相談に行ったら、実はそれは平成16年に滞納処分の停止によって以前の分は全部取り消されておりますという話で、本人も全く知らないんですよ。その間に結局娘婿さんは、まだそんなに年じゃないんですが、病気で亡くなったりして、お元気なときに、平成16年ですから多分まだその方は生存中だったと思うんです。

が、取り消したことがわかっておれば、実はもっと今よりも別の対応ができたと思うんですが、今はもう働ける人はどんどん亡くなっちゃって、結局どうにもならない。その以前だと思うんですが、弥富市も倒産で競売に出したんですが、結局競売にかけても、上の建物を壊す費用だとかそういうのがかかるということだったり、それから税金よりも前につけた抵当権がついておったりして、売れなかったものですよ。そういう状態でずっと、平成16年に停止したものが本人にも知らされずに、いまだにそのままになっておって、つい最近まで、まだ借金があるし、請求が来ておるなんて本人は言っていたんですよ。

だけど、それは本人の思い違いかもしれませんが、やはりそういう本当にぎりぎりの暮らしをしている人たちに対する対応というのは、もう少し慎重にお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

三宮議員が個々の例をお出しになって、生活困窮者という形の中での滞納ということに対してお話をいただくわけでございますけれども、私たちの仕事、税を徴収する担当は、毎日その戦いですよ、正直言います。だから、そういう形の人を我々としては、窓口としてしっかりと対応させていただいているということでございますので、御理解もいただきたいと思っております。

決して、その人の基礎となる生活ということに対してどうのこうのということではなくて、やはりその辺のところは、十分に事情というものを酌量しながら対応しているつもりでございます。また、これからも大変厳しい状況というのはいろんな形で続くだろうと思っております。

個々の問題につきましては、また窓口のほうでしっかりと対応させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、会議が始まってから1時間20分が経過しましたが。

○8番（三宮十五郎君） もうすぐ終わりますので。

○議長（武田正樹君） ああ、そうですか。

○8番（三宮十五郎君） くどくなりますので、この質問はこれで私は打ち切るつもりなんです。ただ、実際、今の国自身の自覚というか、あれによりまして、実際に生活保護を受けなきゃならないような人は、今生活保護を受けておる人の5倍、6倍もおるということは、国も認めている状況ですよ。御商売をやっておる人たちは物すごく厳しい状況に置かれておって、倒産したり、その後始末だったり、いろんなことがあるわけですが、そういう人たちがきちんと再生できるようにするのが、この滞納処分の停止だとかそういう制度なんですよ。ここを、だからきちんと課税した税金は払っていただくということなんです。もう

一方で、そのことが最低生活を脅かすようなことはしてはいけません。それは市町村の責任で、今のような方法を含めて解決をしてくださითということ、全部、地方自治法のほうもそうですし、税法のほうも、市の条例のほうもなっておりますので、そこから言うと、余りにも弥富市の滞納処分の停止も、それからそこから不納欠損にする額も、100%全部無条件というような言い方を私はするつもりはありませんが、今のやり方というのは本当に極めて特別な場合にしか認めないというような、絵に描いたような格好になっておりますので、ぜひこれについては、しっかりと御検討をお願いしたいと思います。

最後に、簡単にもう1件だけ質問します。

入札制度の改善が、今やっぱりこういう状況のもとで、特に建設単価なんかも上がっておりますので、大きな課題となっております。

ここ数年見せていただいて、本年度も見せていただいてもそうなんですが、やっぱりはっきりとした競争相手があるような入札に対しては、地元の常連の業者の皆さんたちもそれなりの覚悟をして応札しておるんですが、大体いろんな状況の中で、そんなに自分たち以外の人たちがこの入札には加わってこないというふうにと考えると、ほとんど九十何%、場合によっては90%台の後半が当たり前というような状態が続いておりますので、その点では非常にいろんな工夫もし、またそういう市場価格やそういうのもお考えいただいて、特に弥富市の場合は電気機械設備なんかは以前のいろんな経緯もありまして、市場価格に沿った入札なんかもやられて、かなり節約されていると思いますが、そうでない部分もかなりありますので、私は安ければ安いほどいいという立場はとっておりませんので、例えば最低制限価格なんか、一定のセーフティーネットを敷くにしましても、やっぱりきちんと競争入札ができるような仕組みについて、ぜひ当局にもう一考していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 現在の入札制度については相当研究してやってきたつもりでありますけれども、先ほど言われましたように、一定の業者が入られると非常に安くなるという話については、本来、損をしてまでとっていただくというのは非常にゆゆしき問題で、それぞれ適正な利益を得た中で競争していただくというのが本来の姿かなというふうに思っております。

それで、先ほど入札率の関係で、私どもについてはやっぱり設計する段階でそれぞれの建設物価、それから材料の単価とか、ああいういわゆる建設物価については毎月更新されておりますし、それから材料等については3カ月ごとに更新されておるということで、私どもは一応設計を組んで入札にかける、それから契約に入るまで、やっぱり一、二カ月かかってしまうということで、実際にはいわゆる経費等のコストが上がっていきますと、どうしてもう

ちが予定した価格に近づいてしまうということはどうしても避けられないかなあというふう  
に思っております。

それで、いろいろ研究してまいりましたけれども、一層研究して何とか、安ければいいと  
いうのは私のほうも思っておりませんし、それぞれ業者さんについてもきちんと健全な経営  
をしていただかなきゃいかんと思っておりますから、いわゆる適正な競争をしていただける  
というようなふうの方法をまた検討していきたいというふうに思っておりますので、よろし  
くお願いいたします。

○8番（三宮十五郎君） では議長、あとの質問は、決算委員会もごございますのでそちらのほ  
うでさせていただきますので、きょうはこれで質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 以上で質疑を終わります。

本案18件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会し  
ます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時28分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 佐 藤 高 清

同 議員 大 原 功